大通達甲(運免)第3号令和3年3月31日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

交通部運転免許課長 交通部交通機動隊長 交通部高速道路交通警察隊長 各 警 察 署 長

殿

交 通 部 長

運転免許の行政処分に関する処分書等の様式について(通達)

運転免許(以下「免許」という。)の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止に関する処分書等の様式については、「運転免許の行政処分に関する処分書等の様式について」(平成28年12月1日付け大通達甲(運免)第4号)により運用しているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、令和3年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 免許の拒否又は保留に関する通知書等の様式

免許の拒否又は保留に関する左欄に掲げる通知書、請書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

1 運転免許拒否処分通知書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令	第1号様式
第60号。以下「施行規則」という。)別記様式第13の3の通知書をい	
う。)	
2 運転免許拒否処分通知書の請書	第2号様式
3 運転免許保留処分通知書(施行規則別記様式第13の3の通知書をい	第3号様式
う。)	
4 運転免許保留処分通知書の請書	第4号様式
5 弁明通知書(前記1の運転免許拒否処分通知書を交付した場合に限	第5号様式
る。)	
6 弁明通知書(前記3の運転免許保留処分通知書を交付した場合に限	第6号様式
る。)	

第2 免許の取消し又は効力の停止に関する処分書等の様式

免許の取消し又は効力の停止に関する左欄に掲げる処分書、請書等の様式は、それぞれ 同表の右欄に掲げる様式とする。

1 運転免許取消処分書(施行規則別記様式第19の3の3の処分書をい	第7号様式
う。)	
2 運転免許取消処分書の請書(前記1の運転免許取消処分書を交付し	第8号様式
た場合に限る。)	
3 出頭通知書(90日未満の免許の効力の停止の処分を決定した場合に	第9号様式

限る。)	
4 運転免許停止処分書(施行規則別記様式第19の3の3の処分書をい	第10号様式
う。)	
5 運転免許停止処分書の請書	第11号様式
6 運転免許取消処分書(施行規則別記様式第19の3の4の処分書をい	第12号様式
う。)	
7 運転免許取消処分書の請書(前記6の運転免許取消処分書を交付し	第13号様式
た場合に限る。)	
8 道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条第1項の規定により意	第14号様式
見の聴取の期日及び場所を通知する文書	
9 道路交通法第104条第1項の規定により意見の聴取の期日及び場所	第15号様式
を通知する文書	
10 道路交通法104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1	第16号様式
項の規定により意見の聴取の期日及び場所を公示する書面(運転免許	
の取消しの場合に限る。)	
11 道路交通法第104条第1項の規定により意見の聴取の期日及び場所	第17号様式
を公示する書面(90日以上の免許の効力の停止の場合に限る。)	
12 道路交通法第104条の2第2項の規定により聴聞の期日及び場所を	第18号様式
公示する書面(運転免許の取消しの場合に限る。)	
13 道路交通法第104条の2第2項の規定により聴聞の期日及び場所を	第19号様式
公示する書面(90日以上の免許の効力の停止の場合に限る。)	
14 行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項の規定により所在	第20号様式
不明者に対して聴聞を行う旨の通知を行う書面	
15 行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により	第21号様式
所在不明者に対して弁明の機会を付与する旨の通知を行う書面	

第3 仮運転免許の取消しに関する処分書等の様式

仮運転免許の取消しに関する左欄に掲げる通知書及び請書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。

	1	仮運転免許取消処分通知書(施行規則別記様式第19の4の通知書を	第22号様式
	V	い う。)	
Ī	2	仮運転免許取消処分書の請書	第23号様式

(運転免許課行政処分係)

大公委指令(運免)第 号

運転免許拒否処分通知書

 下記の理由により、
 年
 月
 日付けであなたから申請のあった免許を

 与えないこととし、
 年
 月
 日から
 年
 月
 日までの間を免

 許を受けることができない期間として指定したので通知します。

年 月 日

大分県公安委員会

住	所															
氏	名															
申詞	清に係る															
免記	許の種類															
	下欄の違か	反行為の	累積点	数等が、	道路の	交通法	第 9	0条	第 1	項(運転	免許の	の拒否	ř) (3	二該	当
	違反行為	の発生的	年月日		違	反	行	為	0	種	別			点	Ĩ.	数
理	年	月	目													点
	年	月	目													点
	年	月	目													点
	年	月	目													点
由	年	月	目													点
	年	月	目													点
	過去3年 前歴の有知			有・無		口			累	積	点	数				汃

[※] 裏面を必ずお読みください。

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

				請			大/	公委指令	・(運免	.)第	号	ř
-	下記の理由に	により、		年	月	日付け	であなフ	たから申	睛のあ	った免	許を与	
える	ないことと	l.	年	月	日か	, 5	年	月	日まて	の間を	免許を	
受り	けることが゛	できない	期間と	して指足	官した(ので通知	します。					
								年	月	日		
								大分,	県公安?	委員会		
住	所											
氏	名											
	請に係る											
免記	許の種類 下欄の違	戸行者の	田往上	*/- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	、	六泽壮等	0.0冬	笠 1 ा石	()害計,存	かのお	<u></u>	=4: 11:
	するため	又行 何の:	光 復 / 13 13 13 13 13 13 13 13	奴守 //³、	坦 哈?	义 迪伍另	3 U A 7	力 1 ′只	医松丸	2日1071日	i) (⊂ i	
	違反行為	の発生年	月日		違	反 行	f 為	の種	別		点	数
理	年	月	日									点
	年	月	日									点
	年	月	目									点
	年	月	日									点
由	年	. 月	日									点
	年		日									点
	過去3年 前歴の有知	以内にお 無及びそ(有・無	#	□		累 積	点	数		点
上記	記番号の運	転免許拒		通知書	を確かし	こ受領し	ました。					
	4	年 月	日				пь					
 執行	 · 年	 月	日	 時	分		氏名 年 <i>」</i>		運転免	許課(<u> </u>) に
	執行者 氏			-			・ 絡した。		扱者		,	-

指令(運免)第 号

運転免許保留処分通知書

下記の理由により、年月日付けであなたから申請のあった免許を年月日まで日間保留したので通知します。

年 月 日 大分県警察本部長

住	所														
氏	名														
申詞	請に係る														
免討	許の種類														
		道路	交通法第	第90条	条第1項	ただ	し書	きの	規定に	こ該	当す	るため	5		
	違反行為	の発生年	5月日		違	反	行	為	0)	種	別			点	数
理	年	月	日												点
	年	: 月	月												点
	年	月	月												点
	年	. 月	日												点
由	年	. 月	月												点
	年	. 月	日												点
	過去3年 前歴の有	三以内にお 無及びそ		有 無		П]		累	積	点	数			点

	運	転	免	許	停	止	期	間	短	縮	通	知	書		講習実施
講習を終了した	こと	によ	り、」	上記の	り停」	上期間	間を	F	日間知	豆縮	した(のでi	通知	します。	責任者
	年 月 日														
									大	分県	警察	本部	長		

免許証は、停止期間満了日の翌日以後に住所地の警察署で受領してください(必ずこの通知書を持参してください。)。

[※] 裏面を必ずお読みください。

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

								指	令(j	軍免)	第		号	
				請			Ē							
	下記の理	由により、		年	月	日付	けであ	かなた	から	申請の	のあった	を免言	许	
	を		日	から	年	月	日	まで		日間伊	保留した	こので	で	
j	通知します。							3	年	月	日			
								大	分県物	警察ス	本部長			
住	所													
氏	名													
申記	請に係る													
免	許の種類 I		M. m.t 1		- 6- 6-6-									
				通法第 9										
理		の発生年				反 行	為	0)	種	別			点	数上
理	年		日 日											点点
	年													点
	年	. 月	月											点
由	年	月	日											点
	年	月	日											点
	過去3年 前歴の有額	以内にお 無及びその		有・無		口		累	積	点	数			点
上記	記番号の運			通知書を	確かに	受領し	ました							
	1	年 月	日											
							氏。	名						
執行		年 月	日	時	分		年	月	日	運転	免許課	()	に
	執行者	氏名				電話	5連絡	した。	J	取扱 和	皆			

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

住所

殿

大分県公安委員会

あなたに対する下記の理由による行政処分に係る道路交通法第90条(第3項、第5項) の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

予 ;	定さ	れ る															
行政	(処分の	内容															
出	頭日	時			年	月	日午ī	前・午	後	時		分					
出	頭場	,所															
処				為の累積 当する [†]		等が、	道路交通	通法第	90	条 [扫	拒否	(第	1項) • 📱	事後耳		
分	違反	行為	の発生	年月日			違反	行	為	0)	種	別				点	数
l L		年	月	目													点
ょ		年	月	目													点
う		年	月	月													点
ک		年	月	月													点
す		年		日													点
る		年															点
理由			以内に 無及びそ	おける この回数	有	• 無	[□		累	積	点	数				点
						郵便	更番号	8 7 0	- 0	4 0	1						
弁り	月書の	提 出	弁り	書の提	出先	大分	市大字	公岡 6	6 8	7番	地						
							大	分県警	察本	部交流	通部	運転	免許	課	行政	処分	徐
12	よる。	場合	弁提	明書出期				年	月	日	まて	To Co					

[※] 弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 あなたが代理人を弁明の機会の付与に出席させようとするときは、代理人 1 名を選任し、弁明の機会の付与の期日までに、代理人の住所・氏名並びにあなたが代理人に対し弁明の機会の付与の期日に弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した代理人資格証明書を行政庁に提出(提出窓口~大分県警察本部運転免許課行政処分係)してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人は、弁明の機会の付与において、事案について意見を述べ、かつ、 有利な証拠を提出することができます。
- 3 弁明の機会の付与の期日に、補佐人とともに出席しようとする場合は、その者の住所、氏名、 あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出願申請書を弁明の機会の付与の期日まで に行政庁に提出(提出窓口~前記に同じ)して許可を受けてください。
- 4 弁明書による弁明の場合は、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る 事案についての意見を記載してください。(弁明書による弁明は、行政庁が認めた場合に限り ます。)

連絡先 大分県警察本部運転免許課行政処分係

電話 097-528-3000 内線702-213

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

住所

殿

大分県警察本部長

あなたに対する下記の理由による行政処分に係る道路交通法第90条(第3項、第5項) の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

								-											
予 7	定され	、る																	
行政	₹処分の₽	勺容																	
出	頭日	時			左	F	月	日	午前	・午	後	時		分					
出	頭場	所																	
処分			区行為] に該				等が、	道路	交通	法第	9 0	条 [*	保留	'(第	;1項	頁)・	事後	停止	
	違反彳	亍為 (の発生	年月日	3			違	反	行	為	\mathcal{O}	種	別	J			点	数
l		年	月	F	3														点
ょ		年	月	F	3														点
う 、		年	月	F	3														点
ح		年	月	F	1														点
す		年	月	F	3														点
る		年		F	1														点
理 由	過去: 前歴の		以内に 及びそ			有・	· 無		口			累	積	点	数				点
							郵便	番号	- 8	7 0	- 0	4 0	1						
弁明	月書の携	是 出	弁明	書の	提上	出先	大分	市大	字松	岡 6	6 8	7番	地						
									大分	県警	察本	部交	通部	運転	免許	午課	行项		徐
に、	よる場	; 合	弁提		書期	の 限			年	<u> </u>	月	F	まっ	で					
			1/1	ш	771	PIX	1												

[※] 弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 あなたが代理人を弁明の機会の付与に出席させようとするときは、代理人 1 名を選任し、弁明の機会の付与の期日までに、代理人の住所・氏名並びにあなたが代理人に対し弁明の機会の付与の期日に弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した代理人資格証明書を行政庁に提出(提出窓口~大分県警察本部運転免許課行政処分係)してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人は、弁明の機会の付与の期日において、事実について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 3 弁明の機会の付与の期日に、補佐人とともに出頭しようとする場合は、その者の住所、氏名、 あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出願許可申請書を弁明の機会の付与の期日 までに行政庁に提出(提出窓口~前記に同じ)して許可を受けてください。
- 4 弁明書による弁明の場合は、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。(弁明書による弁明は、行政庁が認めた場合に限ります。)

連絡先 大分県警察本部 運転免許課 行政処分係電話 097-528-3000 内線702-213

整理番号

運転免許取消処分書

下記の理由により、

あなたの免許を取消し、 年 月 日から 年間

を免許を受けることができない期間として指定します。したがって、

あなたに対する処分の満了日は、

年 月 日となります。

大分県公安委員会

住方	折																		電	話(自	宅・ - -	携帯 - -	勤務	先)
氏。	名														<u> </u>	上年	月日			年	Ē.	月		1
免許の	1	大	中	普	大	大自二	普点	小	原	牽	1 1	大	中	普	大	牽	免許	証番	号 <i>第</i> 年		月		日	号
種類	種	型	型	通	特	<u> </u>	自一	特	付	引	種	型	型	通	特	引				公	安委	員会	交付	
							第1 第1					号	号											
理	ì	韋反	行	為の	発 2	生年	月	Image: second control in the control				違	反	行	: }	人	の種	別	等				点	数
垤			4	手手	,	月 月		<u> </u>																点点
				<u>牛</u> 年		月 <u>月</u> 月																		<u>点</u> 点
				<u>+ </u> 年		<u>7 </u>		<u> </u>																点
由				<u>·</u> 年		· 月		 																点
			4	丰	,	月		H																点
							ける の回		有	• 4	₩			口			累	積	点	数				点
	過	± 5	年以内	におけ	る取消	し処分	歴の有	無					有		•		無							
	*	裏	面を	必	ずお	読み	< < t	ぎさ	い。															
備																								
考																								

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

執行者

	J 163																索	と 理	番	号	,					
										Ī	請					小	委:	指令	(道	重免		第年		月		号日
-	下記	3の	理日	自に	より	ο,																				
	あた	こた	のも	免許	を』	取消	í L	`			年	<u>.</u>	月			日カ	غ د غ د)		4	年間	引				
	を免	色許	をき	受け	る、	ح _	が	でき	きな	いす	朝間] と	して	1指	定	しま	ミす	- ₀	した	が	つて	C 、				
	あた	ょた	にす	対す	つるを	処分	の	満丁	了日	は、																
			年	. ,					こり																	
			'		, ,				5. /	٠,	, 0															
																	大	:分!	県石	〉安	委	員	会			
住〕	所																				電	話(自	目宅。 - -	· 携帯 - -	• 勤	務先)
氏:	名															生年	巨月	目				左	F	月		日
免許の 種類		大		普		大自-	普自一		原			大		普	大			免許	二証	番号	子		月	÷ = /	日へを	号
	種	型	里 □	通道	特	_	_	特 0 3	付 条第			型	型	进	将	: 引 □	_					公	女多	受員会	学父	<u> </u>
									条第				号													
	ì	韋反	行:	為の	発 /	生年	月	日				違	反	彳	Ī	為	T.) 種	1 另	[]	等				Ÿ	. 数
理				年 <u></u> 年		月 <u>月</u> 月		<u>日</u> 日																		<u>点</u> 点
				年		月		日																		点
由				年 <u></u> 年		月 <u></u> 月		<u>月</u> 月																		点 点
Ш				<u>中</u> 年		7 月		<u>出</u> 日																		<u></u> 点
				年以					有	• :	無			口				累	積	į.	点	数				点
	ì	過去 5	年以	内におり	ける取消	肖処分歴	₹の有無	<u>"</u>					有		•			無								
-	上記	運車	医免	許]	取消	処么	分書	を	受け	取	りま	ミし:	たの	で	運車	伝免	許	証を	返紀	纳し	ょ	す。				
				4	年		月			日				丑	名											
			年	Ē	月			日		I	時		分				右	手	月		F	運	転免	色許詞	果	
執	行														()	に賃	 直話	した	0	

※ 免許証と共に警察本部運転免許課に送付してください。

取扱者

(表)

第 号

出 頭 通 知 書

年 月 日

₹

殿

大分県警察本部長

あなたの運転免許の効力が下記の理由により停止されることになりました。次の日時 に出頭してください。出頭されますと当日から停止処分を受けることになります。

記

行政	似分の内容	運	転 免	許	のす	か ナ	り の	停	止			日	間		
出頭日	頁(受付) 時				年 午前		月時	日分							
出	頭場所														
処	道路交通: 数等が、運転									る下欄	の交	ぎ通事故(違	反)の	累積	点
分	違反行為の	の発生学	年月日			違	反	行	為	Ø	種	類		点	数
	年	月	目												点
L F	年	月	日												点
ļ.	年	月	月												点
う	年	月	月												点
논	年	月	月												点
すっ	年	月	月												点
る	年	月	月												点
理	年	月	月												点
由	過去3年 前歴の有無			有	• 無		口]		累	積 .	点数			点

担当 運転免許課 行政処分係

留意事項等

1 携行品

(1) この通知書 (2) 運転免許証 (3) 筆記具 (ボールペン等) (4) 講習手数料 (受講希望者のみ)

2 留意事項

- (1) 当日は、車、原付等を運転しないで来てください(出頭後、帰宅する際は無免許状態になります。)。
- (2) あなたが出頭できないときは、代理人にあなたの免許証、委任状、代理人の身分証明を持参させ、当日のあなたへの連絡方法を知らせておいてください。
- (3) 講習を希望されない方は、住所地を管轄する警察者で停止処分を受けることができます。
- (4) 処分について質問のある方・当日に講習を受けられない方は、運転免許課(行政処分係) まで連絡してください。

※問い合せ時間~平日午前8時30分から午後5時までの間

3 講習案内

- (1) 免許停止手続後、講習を受ける(希望者のみ)と、停止期間が短縮されます。 なお、代理人は受講できません。
- (2) 運転に適した服装及び履物で来てください。
- (3) 手数料及び時間等は次のとおりです。

停止日数	講習日数	講習時間	短縮日数(最高)
30日	1 日	午前 9:30 ~午後 5:00	29日
60目	2 目	午前 9:30 ~午後 4:00	3 0 日

※午前9時30分までに受付を済ませなければ、当日の受講はできません。

整理番号

運転免許停止処分書

指令第

年 月 日

下記の理由により、あなたの免許の効力を

年 月 日から 日間停止します。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、 年 月 日となります。

大分県警察本部長

住	所																		電	話(月	自宅 - -	・携帯	·勤務 - -	先)
氏	名														生	年月	月日			4	丰	J	3	日
免許	-																免割	F証番号	第	į			号	年
\mathcal{O}		大	中	普	大	大	普	小	原	牽		大	中	普	大	牽			年	J	月	E	l	
種 類	種	型	型	通	特	自一	自二	特	付	引	種	型	型	通	特	引			公	安	委員	会交	き付	まで有効
			道路	B交i	通法負	第 1	0 3	条第	1項	第 5	号				〕道	路交	通法	第90	条第	4項				
			道路	A交i	通法負	第 1	0 3	条第	1項	第 6	号													
	ì	違反	行	為の	発 2	生年	月	日			ì	韋	反	行	為	T,	種	別	等				点	数
理				年		<u>月</u>																	<u> </u>	<u>点</u> 点
				年年		<u>月</u> 月																		<u></u>
				年		// 月		H																
由				年		月		8																点点点点
				年		<u>月</u>																		<u>点</u>
				年年		<u>月</u> 月																		点点
	<u> </u>	温土	. 2 有																					7111
			去3年以内における 歴の有無及びその回					数								口		累	積	点	. 3	数		点

運転免許停止期間短縮通知書	講習実施責任者
講習を終了したことにより、上記の停止期間を 日間短縮し	
年 月 日までの停止としたので通知します。	
年 月 日 大分県警察本部長	

[※] 裏面を必ずお読みください。

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

整理番号

請 書

指令第

年 月 日

下記の理由により、あなたの免許の効力を

年 月 日から 日間停止します。

したがって、あなたに対する処分の満了日は、 年 月 日となります。

			大分県警察本部長	:									
住	所		電話(自宅・携帯 	帯・勤務先) - -									
氏	名		生年月日 年 月	日									
免許	_			号 年									
の種類	種		普 大 牽 年 月 日 通 特 引 公安委員会交付	寸 まで有効									
		□ 道路交通法第103条第1項第5号	□ 道路交通法第90条第4項	•									
		□ 道路交通法第103条第1項第6号 											
ΙΉ	ì		行 為 の 種 別 等	点数									
理		年 月 日 年 月 日		<u>点</u> 点									
		年 月 日 年 月 日		点 点									
由		年 月 日 年 月 日		点点									
		年 月 日		点									
		年 月 日		点									
		過去3年以内における 前歴の有無及びその回数 回 累 積 点 数											
		執 行	経過										
		警察署で執行	警察本部で執行										
		年 月 日午前・後 時 分執行	年 月 日午前・後 時	分執行									
	執	执行者											
(4	年 月 日 運転免許課) に電話連絡した。	執行者										
`	取	文扱者											

大公委指令(運免)第

문

運転免許取消処分書

年 月 日

大分県公安委員会

住	所										
氏	名										
免許証	の番号	第			年		月	号 日		公安	委員会交付
再試験免許の			一普	通		大自	=	□普自□	<u> </u>	□原付	
理	由	1 2		路交通 初を 変	通法第 路交i 運転 けて、	10通法 者講 そ	4条の2 施行令第 習を終了 の再試験	の2第2 36条 しなかっ を受けな	ったことに	項))基準) l こより再言 め	不合格 こ該当し、 式験の通知 帯習終了者
								に該当し ったため		の通知を	を受けて、

※ 裏面を必ずお読みください。

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

大公委指令	(運免)	第	号
-------	------	---	---

請 書

第104条の2の2第1項 第104条の2の2第2項(第4項) の規定により、下記のとおり あなたの免許を取り消したので取消処分書を交付します。

年 月 日

大分県公安委員会

住	所													
氏	名													
免許証の	昏号	第			年	,	月	日	号			公安	委員	員会交付
再試験に係 免許の種類			曹	通		大自	<u></u>		普自	<u>-</u>		□原付		
		1	道!	路交通	法第	1 0	4条の	2の	2第1	項		再試験		不合格
		2	道	路交通	法第	10	4条の	2の	2第2	2項(第 4	項)		
理	由		ア	初心:	運転者	計講		了し	なか・	ったこ	ことに)基準) こより再 [®] .め		•
			イ	に係	る再記	式験の) (3	該当	し、雨		ン運転者 険の通知		
上記取消処	分書	を受け	取り	ましア	たので	で運転	免許訂	正を认	豆納 し	ます。				
		年	月		Ħ			氏	名					
年 執行者	月	日		時	,	分	(年) に電			運転免言 た。取扱		

第号

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

あなたに対する下記の理由による運転免許の行政処分に係る、

の規定に基づく意見の聴取を下記により行いますので通知します。

記

	さ れ L分の内			運転组	免許の	取消 l 効力 <i>o</i>		1								
意見の期	の聴取	の 目			年	月 午前	前・午	日二後		時		分	から			
意見の	聴取の場	所														
	転免許の	取消	íl·	効力の		l定に該 基準に				交通	違反	(事	故)の	累積	点数等	が、
	違反行為	の発	生年	月日		違	反	行	為	0)	種	另			点	数
分	年		月	日												点
	年		月	日												点
よー	年		月	日												点
う -	年		月	日												点
ح ا	年		月	日												点
す	年		月	日												点
る —	年		月	日												点
理 —	年		月	日												点
	過去3年 前歴の有知				有・無	Ħ,		1		累	積	点	数			点
主宰	者															

留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わずに処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取期日までに、代理人の住所、氏名及びあなたが代理人に対し意見の聴取期日に意見の聴取に関する一切の行為を委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日に、補佐人と共に出頭しようとする場合は、その者の住所、氏名あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。

 第
 号

 年
 月

 日

殿

大分県公安委員会

意見の聴取通知書

あなたに対する下記の理由による運転免許の取消しに係る道路交通法第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

意見の聴取の期日	年 月 日
意見の聴取の場所	
	道路交通法第104条の2の2第2項(第4項)
処分しよう	道路交通法施行令第36条(再試験の基準)に該当し初心運転 1 者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、そ の再試験を受けなかったため
とする理由	道路交通法施行令第37条の3(初心運転講習修了者に係る 2 再試験の基準)に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験 を受けなかったため

留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人を選任し、意見の聴取期日までに、代理人の住所・氏名並びにあなたが代理人に対し意見の聴取期日に意見の聴取に関する一切の行為を委任する旨を記載した文書(同封の「代理人資 格証明書」)を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ 有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日に、補佐人とともに出頭しようとする場合は、その者の住所、氏名 あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日 までに行政庁に提出(提出窓口~運転免許課 行政処分係)して許可を受けてください。
- 5 当日は、運転免許証及びこの通知書を必ず持参してください。また、意見の聴取の後、 処分が決定された場合は、引き続き処分が行われますので、取消しの対象とな 免許種別に係る自動車等を運転してこないでください。
- 6 同封の受領書は、出欠の有無にかかわかず、意見の聴取期日の3日前までに到達する よう早急に返送してください。

連絡先 大分県警察本部 運転免許課行政処分係

第16号様式

大分県公安委員会告示第 号

道路交通法(昭和35年法第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

大分県公安委員会委員長

1 意見の聴取日時 年 月 日 午前 時 分

- 2 意見の聴取場所
- 3 処分に係る者(下記のとおり)

番号	住	所	氏	名	番号	住	所	氏	名

第17号様式

大分県警察本部告示第 号

道路交通法(昭和35年法第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

大分県警察本部長

1 意見の聴取日時 年 月 日 午前 時 分

- 2 意見の聴取場所
- 3 処分に係る者(下欄のとおり)

番号	住	所	氏	名	番号	住	所	氏	名

第18号様式

大分県公安委員会告示第 号

道路交通法(昭和35年法第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

大分県公安委員会委員長

1 聴聞日時

年 月 日午前 時 分

- 2 聴聞場所
- 3 不利益処分の名あて人となるべき者(下欄のとおり)

番号	住	所	氏	名	番号	住	所	氏	名

第19号様式

大分県警察本部告示第 号

道路交通法(昭和35年法第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

大分県警察本部長

1 聴聞日時 年 月 日 午前 時 分

2 聴聞場所

3 不利益処分の名あて人となるべき者(下欄のとおり)

番号	住	所	氏	名	番号	住	所	氏	名

大分県公安委員会告示第 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項の規定に基づき、次のとおり通知する。

年 月 日

大分県公安委員会委員長

記

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者 氏名
- 2 聴聞の期日

年 月 日午前・午後 時 分

- 3 聴聞の場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 5 その他

1の者には、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付する。

大分県警察本部告示第 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について弁明の機会を付与するので、行政手続法(平成5年法律第88号)第31条において準用する同法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり通知する。

年 月 日

大分県警察本部長

記

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者 氏名
- 2 弁明書の提出期限

年 月 日まで

- 3 弁明書の提出先
- 4 その他

1の者には、行政手続法第30条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも 交付する。

下記の理由に	第 号 仮運転免許取消処分通知書 こより、あなたの仮免許を取り消したので通知します。 年 月 日 大分県警察本部長
住所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	□ 普通 □ 中型 □ 大型
理 由	□ 道路交通法第106条の2第1項に該当 □ 道路交通法第106条の2第2項に該当 年 月 日 における □ 交通違反~違反行為の種別() □ 交通事故~違反行為の種別()
	被害の内容(□ 傷害 □ 死亡 □ 建造物損壊)

[※] 裏面を必ずお読みください。

教 示 事 項

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

下記の理由に	第 書 こより、あなたの仮免許を取り消したので通知します。		号
	年	月	日
	大分県警察本	部 長	
住所			
氏 名			
7			
免許証の番号			
免許の種類	□ 普通 □ 中型 □ 大型		
	□ 道路交通法第106条の2第1項に該当		
	□ 道路交通法第106条の2第2項に該当		
理由			
	年 月 日	におけ	る
	□ 交通違反~違反行為の種別()
	□ 交通事故~違反行為の種別()
	被害の内容(□ 傷害 □ 死亡 □ 建造	物損壊)	
上記の取消処	分通知書を受け取りましたので、仮運転免許証を提出します。		
	年 月 日		
	氏名		